○大田区産業のまちづくり条例

【大田区ホームページより】 平成7年10月16日 条例第47号

大田区は、産業のまちである。

ナショナル・テクノポリスと呼ばれる工業をはじめ、商業、農業、漁業など の産業が、区民の生活を支え、豊かな文化を生み出してきた。

一方、区民の生活と文化が、経済活動と技術を支え、生き生きとした産業のまちを形成してきた。

産業の持つ意義と魅力を考えるとき、産業構造の変化に対応しながら、大田 区の産業総体の活力を維持確保して、さらに発展させていくことは、産業者、 区民及び区の大きな課題となっている。

しかし、そのためには、区民の生活様式や社会意識の変化に合わせた産業環境の創造を進める必要がある。すなわち、生活と産業が共存できる条件を整えながら、魅力ある地域づくりを進め、産業を活性化させる都市環境を整備することである。

産業環境の創造を通じて、大田区の産業は、世界や地域との交流を軸に、新 しい産業と技術を創出するとともに、生活・文化と産業が結び付いた快適環境 の形成を目指すものとする。

区民は、大田区の産業が区民生活を支え、なかでも、ものづくり機能が日本や世界の人々の共有財産であることを認識し、将来にわたって大田区を産業のまちとするために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、大田区産業の振興に関する基本的事項を定めることにより、生活環境と調和する産業のまちづくりを推進し、もって区民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 次に掲げる事項を基本として、区内において産業経済活動にかかわる 者(以下「産業者」という。)を中心に、区民及び区が一体となって産業のま ちづくりを推進する。
 - (1) 地域に培われてきた資源を生かしながら、産業構造と生活者意識の変化に対応する新しい産業集積の形成を図ること。
 - (2) 国、東京都その他地方公共団体及び教育・研究機関等と連携し、産業者に備わる創造性と自律的な活力を生かしながら産業の活性化を図ること。
 - (3) 都市基盤の整備を進めながら、地域のまちづくりと連動して、生活環境と調和する産業立地環境を整備すること。

(区の基本施策)

- 第3条 区は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を基本施策として、産業の振興に努めるものとする。
 - (1) 産業に関する情報の受発信、調査研究並びに区内外との交流及び連携
 - (2) 住・商・工が調和する環境整備事業
 - (3) 産業を担う人材の育成及び福利厚生
 - (4) 技能技術の継承と向上及び新産業・技術開発のための交流
 - (5) 中小企業に対する経営の安定と改善のための指導及び相談
 - (6) 中小企業に対する融資及び助成
 - (7) 地域社会における産業の意義及びものづくりの魅力を明らかにする広報活動
 - (8) その他区長が産業振興のために必要と認める施策 (産業者の役割)
- 第4条 産業者は、区民の健康と安全に配慮しながら、創造性と自律的な活力 に基づく産業活動を進めることを通じて、区民生活と地域環境の向上に努め るものとする。
- 2 商店街において小売店等を営む産業者は、当該商店街の振興のため商店会等が行う事業への積極的な参加と応分の負担等をすることにより当該事業に協力するように努めるものとする。

(区民の理解と協力)

第5条 区民は、産業の振興が区民生活の安定と向上及び地域社会の活性化に 寄与することを理解し、産業者及び区と協力して、生活と産業が共存するま ちづくりに努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年3月20日条例第13号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

【墨田区ホームページより】 昭和54年3月14日 条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、墨田区における中小企業の重要性にかんがみ、中小企業 の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展と区民 福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において中小企業とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に定める規模及び業種の企業をいう。

(平 12 条 51·一部改正)

(基本方針)

第3条 中小企業の振興は、墨田区の人と緑と産業の調和したまちづくりの実現を目標に、区内の中小企業の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重し、その特性に応じた総合的な施策を、国その他の機関の協力を得ながら、企業、区民及び区が、自治と連帯のもとに一体となって推進することを基本とする。

(施策の大綱)

- 第4条 前条の基本方針に基づく中小企業の振興施策の大綱は、次のとおりと する。
 - (1) 中小企業の経営基盤の強化を助長し、地域経済の健全な発展に寄与する施策
 - (2) 中小企業振興に寄与する地域環境の整備改善に関する施策
 - (3) 中小企業従事者の福祉の向上に関する施策
 - (4) 中小企業に関する調査及び情報の収集、提供等に関する施策 (区長の責務)
- 第5条 区長は、前条の施策を具体的に実施するに当たっては、次の措置等を 講ずるとともに、消費者の保護に配慮しなければならない。
 - (1) 財政その他の措置を講ずること。
 - (2) 特に小規模の企業及びその従事者に対して必要な考慮を払うこと。
 - (3) 国その他の関係機関と協力して施策の推進を図るとともに、必要に応じて、国等の施策の充実及び改善を要請すること。

(中小企業者の努力)

第6条 中小企業を営む者は、経営基盤の強化及び従業員の福利厚生のため に、自主的努力を払い、流通の円滑化及び消費生活の安全確保に努めるとと もに、地域の生活環境との調和に十分な配慮をするものとする。 (区民等の理解と協力)

- 第7条 区民及び中小企業の事業に関連ある者は、区内の中小企業の特性を理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。 (委任)
- 第8条 この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。 付 則
 - この条例は、公布の日から施行する。 付 則(平成12年7月11日条例第51号) この条例は、公布の日から施行する。

○東京都中小企業·小規模企業振興条例

平成三〇年一二月二七日 条例第一一七号

東京都中小企業・小規模企業振興条例を公布する。

東京都中小企業・小規模企業振興条例

東京は、世界有数の経済都市であり、日本の首都として、我が国の経済を支えている。政治、経済、文化等の諸機能が高密度に集積した都市部だけでなく、自然に恵まれ、一層の産業発展の可能性を有する多摩地域や島しょ地域があり、それぞれの特色を生かした事業活動が活発に行われている。

これまで、東京の中小企業及び小規模企業は、たゆまぬ努力と創意工夫により培われた高度な技術やサービス提供の力を基礎として、多様な事業活動を展開し、地域社会を活性化させ、雇用の場を創出するとともに、都民の暮らしや地域の経済を支える上で重要な役割を果たしてきた。

しかし、少子高齢化や人口構造の変化、さらには経済活動の国際化、科学技術の進展等により、経営環境が急速に変化する中で、中小企業及び小規模企業は、様々な課題を解決しなければならない状況に直面している。

このため、東京が、将来にわたり日本の各地域と共存共栄の関係に立ち、持続的に成長する都市として、国際的にも存在感を示し続けるためには、東京の特徴である多様性を踏まえ、中小企業者及び小規模企業者による経営の改善及び向上に向けた意欲的な取組に対し、的確な支援を行うことにより、その振興を図ることが必要である。

ここに、中小企業及び小規模企業の振興を都政の重要課題として位置付け、 施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中小企業(小規模企業を含む。以下同じ。)の振興について、基本理念を定めるとともに、東京都(以下「都」という。)の施策の基本方針並びに都及び中小企業者の責務並びにその他の関係者の役割を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって都の経済の持続的な発展及び都民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - 一 中小企業者 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第 一項に規定する中小企業者をいう。

- 二 中小企業関係団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商店街 振興組合連合会、労働団体その他中小企業に関する団体をいう。
- 三 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融業を行う者及び 信用保証協会をいう。
- 四 大企業者 中小企業者以外の事業者(会社及び個人に限る。)をいう。
- 五 大学等 大学、高等専門学校その他教育研究機関をいう。

(基本理念)

- 第三条 中小企業の振興は、中小企業者による経営の改善及び向上を図るため の自主的な努力を促進することを旨として推進されなければならない。
- 2 中小企業の振興は、中小企業者が多様な分野における特色ある事業活動を 通じて、地域経済の活性化を促進し、就業の機会を増大させる等地域社会の 発展及び地域住民の生活の向上に貢献する重要な存在であるという認識の下 に推進されなければならない。
- 3 中小企業の振興は、都、中小企業者、中小企業関係団体、金融機関等、大企業者、大学等、区市町村(特別区及び市町村をいう。以下同じ。)等が相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。
- 4 小規模企業の振興は、小規模企業者(中小企業者のうち、中小企業基本法第 二条第五項に規定する小規模企業者をいう。)の経営の規模及び形態を踏ま えて、その経営資源の有効な活用が図られるとともに、多様な主体との連携 及び協力により、その事業の持続的な成長発展につながるように推進されな ければならない。

(都の責務及び施策の基本方針)

- 第四条 都は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小 企業の振興に関する施策を総合的に実施する責務を有する。
- 2 都は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。
 - 一 中小企業の経営基盤の強化及び事業承継の円滑化を図ること。
 - 二 中小企業の創業の促進を図ること。
 - 三の中小企業の販路開拓の促進を図ること。
 - 四 中小企業の国際的視点に立った事業展開の促進を図ること。
 - 五 中小企業の資金調達の円滑化を図ること。
 - 六 中小企業の人材の確保及び育成を図ること。
 - 七 中小企業における働きやすい職場環境の整備の促進を図ること。
 - 八 中小企業における新たな技術の開発及びサービスの創出並びに知的財産 の保護及び活用の促進を図ること。

九 産業集積、自然環境等の地域の特性及び資源を生かした中小企業の事業活動の促進を図ること。

(中小企業者の責務)

- 第五条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に即応 してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上を図 るよう努めるものとする。
- 2 中小企業者は、人材の育成及び雇用環境の整備に努めるものとする。

(中小企業関係団体の協力)

第六条 中小企業関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の改善及 び向上に対して、主体的かつ積極的に取り組むとともに、都が実施する中小 企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の協力)

第七条 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業に対し、資金の円滑な 供給、経営の支援その他の必要な協力を行うとともに、都が実施する中小企 業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の協力)

第八条 大企業者は、基本理念にのっとり、都民生活並びに地域の経済及び社会において重要な存在である中小企業の事業活動について理解を深めるとともに、都が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等の協力)

第九条 大学等は、基本理念にのっとり、人材の育成並びに産学の連携を通じて中小企業者が行う新たな技術の開発及びサービスの創出に対する助言等を行うとともに、都が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(区市町村の協力)

第十条 区市町村は、基本理念にのっとり、都が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するとともに、自ら地域の特性等を生かした中小企業の振興に取り組むよう努めるものとする。

(都民の理解及び協力)

第十一条 都民は、中小企業の振興の重要性について理解を深めるとともに、 都が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとす る。

(中小企業者等の意見の反映)

第十二条 都は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、中小企業の振興に関する施策の実施及び当該実施状況等の検証に当たっては、中

小企業者、中小企業関係団体等の意見を聴き、施策に反映するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十三条 都は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上 の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。